

習志野市特定農地貸付規程

(目的)

第1条 この規程は、農業者以外の者が野菜、花、その他の作物を栽培して自然にふれ合うとともに、農業に対する理解を深めること等を目的に、習志野市が行なう特定農地貸付（以下「貸付」という。）の実施及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付主体)

第2条 貸付は、習志野市が実施するものとする。

(貸付対象農地)

第3条 貸付の用に供する農地（以下「市民農園」という。）の所在、地番、面積、名称並びに習志野市が市民農園について有し、又は取得しようとする所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利の種類（市民農園の所有者の氏名又は名称及び住所を含む。）は、別表のとおりとする。

(対象者)

第4条 貸付を受けようとする者（以下「応募者」という。）及び貸付を受ける者（以下「借受者」という。）は、市内に住所を有するものとする。

(募集方法)

第5条 貸付の募集は、「広報習志野」及び市ホームページ等に掲載し一般公募とする。

(申込方法)

第6条 応募者は、一般公募の募集期間内に次に掲げる事項を官製往復はがきに記入又はインターネット応募フォームに入力して市長へ申込みをするものとする。

- (1) 住所
- (2) 氏名
- (3) 年齢
- (4) 電話番号
- (5) 希望する市民農園の名称
- (6) 新規・利用中の別
- (7) 電子メールアドレス（インターネットで応募する場合に限る。）

(選考方法及び承認)

第7条 市長は、前条の規定により申込みがあったときは、応募者を審査し、借受者を決定するものとする。

- 2 応募者の数が募集した区画数を上回る場合は、抽選により借受者を決定するものとする。
- 3 市長は、前2項により決定された結果を応募者全員へ通知するものとし、借受者には、市民農園利用承認書（別記第1号様式）により承認の通知をするものとする。

(貸付条件及び貸付期間)

第8条 貸付条件及び貸付期間は、次のとおりとする。

- (1) 面積は、1区画当たりおおむね30平方メートルとし、原則一世帯1区画の貸付けとして借受者及びその世帯員が利用できるものとする。
- (2) 貸付期間は、原則としておおむね2年で市長が承認した期間とする。ただし、年度途中からの貸付けは、2年以内の残期間をもって貸付期間とする。

(賃料)

第9条 貸付に係る賃料は、1区画当たり年間10,000円とする。ただし、貸付期間が6か月以下の場合は、1区画当たり5,000円とする。

- 2 借受者は、市民農園の利用を承認されたときは、毎年4月末日までに賃料を納入通知書で市の収納事務を取り扱う金融機関へ支払うものとする。ただし、年度途中で市民農園の利用を承認されたときは、納入通知書の納期限までに市の収納事務を取り扱う金融機関へ支払うものとする。

(利用承認の取消)

第10条 市長は、次の各号の一に該当するときは、市民農園の利用承認を取り消すことができる。

- (1) 市民農園の利用について市民農園利用承認解約届出書(別記第2号様式)により解約を届出たとき。
 - (2) 第1条の目的に反し、市民農園の善良な運営を妨げる行為があったとき。
 - (3) 第4条の対象者でなくなったとき。
 - (4) 第8条の貸付条件その他この規程に定める事項に反したとき。
 - (5) 第9条の賃料を納めないとき。
 - (6) 市民農園を正当な理由なく耕作しないとき。
 - (7) 市民農園を休止又は廃止する必要があるとき。
- 2 市長は、前項の規定により市民農園の利用承認を取り消す場合は、当該借受者に市民農園利用承認取消通知書(別記第3号様式)で通知するものとする。

(禁止行為)

第11条 借受者は、市民農園において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 野菜、花等の栽培(樹木の栽培を除く。)以外の用途に使用すること。
- (2) 建物及び工作物を設置すること。
- (3) 営利を目的として作物を栽培すること。
- (4) 市民農園を転貸すること。
- (5) 近隣の土地への立入り、不法駐車等近隣の住民又は他の借受者に迷惑を及ぼすこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、農園の運営目的に反する行為をすること。

(市民農園の返還)

第12条 借受者は、第8条第1項第2号の貸付期間が終了したとき又は、第10条第1項の規定により市長が利用承認を取り消したときは、速やかに市民農園を原状に復し、返還しなければならない。

(賃料の還付)

第13条 既に納めた賃料は、還付しない。ただし、賃料の納入期限までに貸付を解約したとき又は、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

(市民農園の管理)

第14条 市長は、市民農園内の適切な維持管理及び運営を図るものとする。

2 市長は、次の業務を行なう。

(1) 市民農園内の見回りによる管理及び借受者に対する必要な指示

(2) 市民農園における作物の栽培等の指導

3 市長は、予算の範囲内において市内の農業団体等に、前項に規定する業務を委託することができる。

(届出事項)

第15条 借受者は、利用承認後、申込事項に変更が生じた場合は市民農園利用申込事項変更届出書(別記第4号様式)により速やかに市長に届出なければならない。

(免責)

第16条 市長は、市民農園内における借受者の過失による負傷、盗難、天災、又は病害虫による作物の損害その他のいかなる損害に対しても一切の責任を負わないものとする。

(委任)

第17条 この規程に定めるほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規程は、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」(平成元年法律第58号)第3条第3項の規定による農業委員会の承認のあった日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年11月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年1月15日から施行する。

市民農園利用承認書

様

習志野市長

習志野市市民農園の利用について、下記のとおり承認いたします。

記

貸付市民農園名	
貸付区画番号	
貸付期間	
利用料金	

- 1) 習志野市特定農地貸付規程を遵守のこと。
- 2) 利用料金は、市の指定の納入通知書により 年 月 日までに市の収納事務を取り扱う金融機関に納入のこと。

年 月 日

市民農園利用承認解約届出書

習志野市長

宛て

住所

氏名

電話番号

習志野市より貸付を受けた市民農園について、下記の事由により解約を届出ます。

記

貸付市民農園名	
貸付区画番号	番
利用承認期間	年 月 日から 年 月 日
利用解約日	年 月 日
解約事由	

年 月 日

市民農園利用承認取消通知書

様

習志野市長

習志野市より貸付の市民農園利用承認は、下記の事由により取消いたします。

記

貸付市民農園名	
貸付区画番号	番
利用承認取消日	年 月 日
取消事由	

市民農園利用申込事項変更届出書

習志野市長

宛て

住所

氏名

電話番号

市民農園申込事項について、次のとおり変更しましたので届出します。

記

変更前	住所 氏名 電話番号	
変更後	*該当箇所を ○で囲んで ください。	